

# ADCUT サービス利用規約

当社が申込者・利用者に対して提供する「ADCUT」サービスの申込み・利用に関し、以下のとおり本規約を定めます。

## 第1条（本規約について）

- 1 本規約上での「当社」とは、株式会社エフリンクシティをいいます。
- 2 本規約は、当社に対して当社の提供するサービス「ADCUT」（以下「本サービス」といいます。）の利用を希望し申し込みを行う者（以下「申込者」といいます。）および当社から当該申し込みへの承諾を得た者（以下「利用者」といいます。）に適用します。
- 3 本規約上、営業電話、飛び込み営業、メール DM、FAXDM その他の利用者に対する一切の営業活動等を「営業活動等」といい、また、これらの営業活動等を行う第三営業会社等を「営業会社」といいます。
- 4 本規約と、当社および申込者または利用者との間において締結された個別の本サービスに関する利用契約との内容が相反する場合には、個別の本サービスに関する利用契約の定めが本規約に優先して適用されます。

## 第2条（本規約の変更）

- 1 当社は、申込者および利用者の承諾なくして本規約を変更する場合がございます。この場合、当社は、効力発生日の2週間前までに当社のウェブサイト等、当社が適宜定める場所に変更後の本規約を掲示するものとし、申込者および利用者に適用される本サービスの利用条件は、効力発生日より、変更後の最新の本規約の内容に従うものとします。

## 第3条（本サービス利用契約の成立）

- 1 申込者は、申込者が本規約に同意の上、当社のウェブページの申込フォーム、当社の管理する LINE 公式アカウントの申し込みフォーム、その他当社所定の申込書等に、所定の事項を入力、記入ないし選択して申し込みを行い、これにつき当社が、申込者に対して承諾の通知をした時点において、当社と申込者との間における本サービスの利用契約が成立します。なお、当社は申込者が次の各号の一に該当する場合、本サービス利用の申込みを承諾しない場合があります。
  - (1) 申込者が過去において本規約の違反等により、本サービスにおいて、本サービス利用契約の解除、取消等の処分を受けたことがある場合。
  - (2) 本サービスの申込内容に虚偽、誤記、または記入漏れ等があった場合。
  - (3) 申込者が、過去において正当な理由なく、本サービスの利用料金等の支払いの遅滞、拒絶をしたことがある場合。

- (4) 申込者が未成年者である場合。ただし、法定代理人の書面による承諾があり、かつ、当社が法定代理人から、電話などの方法により、明確な承諾意思の確認を行うことができた場合を除く。
  - (5) 申込者が反社会的勢力等である場合。
  - (6) 前各号のほか、当社が申込者につき、本サービスの利用が不適當であると判断した場合。
- 2 本サービス利用契約の成立後であっても、利用者が前項各号のいずれかに該当することが判明した場合、当社は、本サービス利用契約の申込みに対する承諾を取り消すことができるものとします。
  - 3 前項の規定により、当社により、本サービス利用契約の申し込みに対する承諾を取り消された場合、前項による承諾の取消等の時点までに生じた諸費用、および本サービス利用料金その他の利用者が当社に対して有する一切の債務については、利用者の負担とし、当社の指定する方法で遅滞なく支払うものとします。
  - 4 当社および申込者は、申込者が法人でない場合、本サービスにつき、申込者が事業目的をもって申し込むものであることを相互に確認します。

#### 第4条（入力情報の変更）

- 1 申込者または利用者は、本サービス利用契約の申込時に入力または選択した内容に変更があった場合、速やかに当社に連絡し、当該情報の変更手続（以下「変更手続」といいます。）を行うものとします。
- 2 申込者または利用者が前項に規定する変更手続を怠ったことによって申込者または利用者に不利益が生じたとしても、当該損害につき、当社は一切の責任を負いません。

#### 第5条（本サービスの内容）

- 1 当社は、利用者に対し、営業会社からの営業活動等の案件・セミナーを紹介します。なお、当社が利用者に対して紹介する案件については、当社の裁量にてこれを定めるものとします。
- 2 利用者は、営業会社が当社を介さずに、利用者に対して営業活動等を行った場合、営業会社に対して当社を紹介し、当社を介して営業活動等を行うことを促すことができます。この場合、当社の利用者に対する当該営業会社の紹介については、前項の規定を準用します。
- 3 当社は、本条第1項の規定に基づく営業活動等の紹介を、SMSによるメッセージ送信による方法、SNSによりメッセージ配信その他の当社が定める方法により行うものとします。
- 4 本条第1項に基づき、当社からの営業活動等の紹介を受けた利用者は、当該紹介案件につき、営業会社との間における商談・セミナーの機会を設定するかどうかにつき、前項の規定に基づくメッセージを受信した日から7日以内に、当社に対して前

項に規定する方法により通知しなければならず、同日から7日を経過した場合、当社からの紹介の効力は遡及して無効となります。

- 5 利用者が、当社から紹介された営業会社との間における商談・セミナーの機会の設定について承諾した場合、当社が適当と認める場合には、営業会社に対してその旨通知するとともに、営業会社から利用者に対して、当該商談・セミナーの日程調整等についての連絡を行わせるものとし、利用者は、営業会社との間において商談の日時を設定します。この場合、利用者は、営業会社からの商談・セミナーを受ける日を、原則として、当社が利用者に対して、当該案件を紹介するメッセージを送信した日から1か月以内の日までの間に設定してください。なお、利用者は、利用者が商談・セミナーの設定を承諾したのにもかかわらず、当社がその商談・セミナーを設定しなかったことにより利用者に損害を生じたとしても、当社に対して一切の責任を追及することができません。

#### 第6条（営業会社との間における商談・セミナー）

- 1 営業会社との間における商談・セミナーについては、当社が書面により認める場合を除いて、利用者において当該商談・セミナーにおける商材の購入等につき決裁権限を有する代表者または役員・管理職等がこれを受けなければならず、また、その時間については45分以上の時間を設定しなければなりません。ただし、営業会社が書面をもって、当社に対し、代表者以外の者との間の商談・セミナーを認め、または、45分未満の商談・セミナー時間を設定することを認める旨通知した場合には、この限りではありません。
- 2 利用者は、営業会社からの商談・セミナーの結果、営業会社が販売・提供する商品・サービス等を購入等するかどうかにつき、利用者の自由な意思をもって、これを判断することができます。ただし、利用者は、自ら商談・セミナーの設定につき承諾している以上、営業会社からの商談・セミナーについては誠意をもってこれに対応しなければならず、営業会社担当者との間において立ち話による商談を行うなどしてはならない。
- 3 利用者は、当社が、営業会社に対し、利用者から受領したすべての情報を開示すること、および、営業会社から、利用者との間における商談・セミナー内容の報告を受けるとを承諾します。
- 4 利用者が、当社からの紹介を受けて営業会社との間において設定した商談・セミナーにつき、営業会社および当社に無断でキャンセルした場合、利用者は、当社および営業会社に生じたすべての損害を賠償しなければなりません。ただし、当該キャンセルが、利用者の責めに帰すべき事由によらないことを利用者が明らかにした場合であり、これを当社が認めるときには、当社との関係においては、この限りではありません。
- 5 利用者は、当社からの紹介を受けて営業会社との間において実施した商談・セミナ

一につき、当社所定の書式により、当該商談・セミナーの評価を行い、これを当該商談・セミナー実施日から7日以内に、当社に通知しなければなりません。

#### 第7条（本サービス期間）

- 1 本サービスの利用期間は、当社が申込者からの本サービス利用申し込みに対して承諾をした日から1年間とします。ただし、本サービスの利用期間満了日の3か月前から本サービスの利用期間満了日までの間に、当社または利用者のいずれか一方から特段の異議がない場合には、本サービスの利用期間は、同一条件にて、自動的に、1年間延長されるものとし、その後も同様とします。

#### 第8条（本サービス利用料金）

- 1 本サービスの登録料および月額料金その他の本サービスの利用料金（以下「利用料金」といいます。）については、当社が別途ウェブサイトに掲示し、または、当社が利用者に書面にて説明する金額となります。
- 2 利用料金の支払い方法については、当社が利用者に別途通知する方法によるものとします。
- 3 当社は、利用料金を第2条の規定に従い、これを変更する場合があります。利用者は、変更後の利用料金を当社に支払わなければならないことにつき承諾します。

#### 第9条（商談・セミナー報酬）

- 1 利用者は、営業会社との間における商談・セミナーを行い、かつ、当社が以下の各号に該当しないものと判断した場合には、当該商談・セミナーを受けたことに対する報酬を得ることができます。
  - (1) 利用者が、営業会社との商談・セミナーにつき、当該商材の購入等につき決裁権限を有しない者をしてこれを担当させた場合。
  - (2) 営業会社からの報告その他の事実等から、利用者が営業会社との間における商談・セミナーを45分未満としたことが認められる場合。
  - (3) 営業会社からの報告その他の事実等から、利用者が商談・セミナーを受ける意識が著しく低いなど、利用者が誠意をもって営業会社からの商談・セミナーを受けなかったと認められる場合。
  - (4) 利用者が、商談実・セミナー施日から1週間以内に、第6条第5項に基づく、当社に対する当該商談・セミナーの評価を通知しなかった場合。
  - (5) 利用者が、営業会社との間において、過去に、同一商品についての商談・セミナーを受けたことがある場合。
  - (6) その他、利用者が、営業会社との間における商談・セミナーにおいて、信義を欠く行為をしたり、営業会社または当社名誉、信用等を毀損する行為をした場合。
- 2 当社が利用者に対して支払う報酬の金額については、別途当社が利用者に通知するところによるものとします。

- 3 報酬の支払い方法は、当社の指定するところにより、当月末締め翌々月末払いとし、当社は、利用者に対し、利用者が事前に通知する金融機関の預金口座に送金する方法によりこれを支払います。ただし、送金手数料は利用者の負担とします。

#### 第10条（当社による本サービスの休止、停止）

- 1 利用者が次の各号に該当する場合、当社は利用者事前に通知することなく、直ちに本サービスの全部もしくは一部の提供を休止または停止することができます。
  - (1) 本規約に違反した場合。
  - (2) 本サービスの利用申し込みにあたり、入力ないし選択した情報について虚偽または改ざんが発覚した場合。
  - (3) 本サービス利用料金等の支払いを一度でも遅滞した場合。
  - (4) 第9条第1項各号に規定する事項を行った場合。
  - (5) 未成年者であることが発覚した場合。
  - (6) その他、本サービスの利用者として不適切であると当社が判断した場合。

#### 第11条（禁止事項）

- 1 当社は、本サービスに関して、申込者および利用者について以下の行為を禁止します。
  - (1) 本規約に違反する行為。
  - (2) 当社と利用者との間における本サービス利用契約に違反する行為。
  - (3) 当社または第三者の知的財産権、財産権、プライバシー権その他の一切の権利を侵害し、または侵害する恐れのある行為。
  - (4) 本サービスの運営を妨げるすべての行為。
  - (5) 当社または第三者を誹謗中傷する行為。
  - (6) 公序良俗に反し、または反するおそれのある行為。
  - (7) 法令に反し、または反するおそれのある行為。
  - (8) その他当社が不適切と判断する行為。
- 2 利用者が本条に反して当社に損害を与えた場合、当社は当該利用者に対して当社に生じた損害の全額（合理的な弁護士費用を含む。）を請求することができるものとし、利用者はこれを支払わなければなりません。

#### 第12条（解除）

- 1 利用者が本規約、本サービス利用個別契約に定められた事項および法令に反した場合または利用者につき破産、民事再生、会社更生の申立てもしくはその代理人からの受任通知が当社に到達した場合その他の利用者について信用上の問題が発生したものと当社が判断した場合、当社は、利用者に対する何らの催告を要することなく、当該利用者との間の本サービス利用契約を解除することができます。
- 2 前項の規定による本サービス利用契約の解除は、当社が、利用者に対し、当社に生じた損害の賠償を求めることを妨げず、また、利用者は、当社に対し、当社からの

当該解除により利用者に生じた損害の賠償を求めることはできません。

#### 第13条（解約）

- 1 利用者は、当社に対し通知を行い、かつ、当社の承諾を得ることにより、本サービス利用契約を解約することができます。

#### 第14条（無保証）

- 1 当社が本サービスにおいて提供するサービスの内容は、利用者の使用目的への適合性、効果、効力、その他の利用者の利益等を保証するものではありません。
- 2 当社は、利用者が申し込みを行った時点において提供可能な内容で本サービスを提供するものとし、前項に定める事項に加え、当社ウェブページに掲載されている情報の真偽、正確性、完全性、適法性、有用性、目的適合性、第三者の権利を侵害していないこと等に関して保証しません。
- 3 利用者は、自己の判断と責任において本サービスを利用するものとします。本サービスにより、利用者に損害が生じた場合であっても、当社は利用者に対して責任を負いません。

#### 第15条（免責事項）

- 1 当社は、以下の理由などによりやむを得ず本サービスの全部または一部を一時的または恒久的に中断または停止することがあります。本サービスの中断ないし停止に伴い利用者に損害が生じた場合であっても、当社は免責されるものとします。
  - (1) 本サービスに関するネットワーク等の整備のメンテナンスまたは更新をする場合。
  - (2) 火災、停電、天災等の不可抗力、電気通信事業者の責によるネットワーク障害等、当社に責めのない事由に起因して本サービスの提供が困難となった場合。
  - (3) その他、不測の事態により当社が本サービスの提供が困難と判断した場合。
- 2 当社から利用者への案件の紹介にあたって、ネットワーク障害、天災その他の事情により、利用者に損害が発生したとしても、当社は一切の責任を負いません。
- 3 当社は、本サービスの全部または一部を、当社の判断により、利用者へ通知することなくいつでも停止、中止または終了することができるものとします。
- 4 当社が本サービスの内容を変更、停止、中止または終了し、これに起因して利用者に損害が生じた場合であっても、当社は利用者に対する賠償の責めを負わないものとします。
- 5 当社は、本サービスにより当社が利用者へ紹介する営業会社の営業行為その他の一切の行為によって利用者に生じた損害について、一切の責任を負いません。
- 6 本条に定める免責事項は、当社の故意または重過失により利用者に損害が生じた場合にはこの限りではありません。この場合、当社が負担する損害賠償額は、当社が利用者から、利用者に損害が生じた時点から遡って過去1年間に受領した本サービス利用料金を上限とし、当社がこれを受領していない場合には当社は利用者に対

する賠償責任を負わないものとします。

#### 第16条（反社会的勢力の排除）

1 当社および申込者および利用者は、相手方が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）に該当し、または、反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができます。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (5) その他経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 当社および申込者および利用者は、相手方が直接または第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができます。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 当社および申込者および利用者は、自らが第1項に該当しないことを確約し、将来も同項または第2項各号に該当しないことを確約します。

4 当社および申込者および利用者は、相手方が、前項の規定に違反した場合には、本契約を解除することができます。

5 当社および申込者および利用者は、本条各項の規定により本契約を解除した場合には、違反当事者に損害が生じても、解除者は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により解除者に損害が生じたときは、違反当事者はその損害を賠償するものとします。

#### 第17条（受領情報の利用）

1 当社は、申込者ないし利用者が本サービスに申込み、または、これを利用するにあたって受領した情報を、本サービスの維持、改善目的のほか、当社における別サー

ビスのために当該情報を利用・第三者提供することがあり、利用者は、これにつき包括的に承諾します。

#### 第18条（譲渡禁止特約）

- 1 申込者ないし利用者は、本規約または個別契約等の当社との間における契約に基づき申込者ないし利用者が当社に対して有する債権を第三者に対して譲渡し、または、担保に供してはなりません。

#### 第19条（秘密保持）

- 1 申込者ないし利用者は、申込者ないし利用者が、本サービスを利用するにあたり受領し、知得し、または取得等するに至った当社、営業会社、その他の本サービスに関連する情報を、秘密情報として管理し、本サービスを利用する目的以外でこれを利用してはならず、また、第三者にこれを提供等してはなりません。

#### 第20条（紛争解決）

- 1 本サービスに関連した生じた利用者と第三者との間における紛争については、当該利用者が自らの費用と責任において解決するものとします。

#### 第21条（通知）

- 1 当社から利用者へ通知を行う場合、当社ウェブページへの掲載または利用者が本サービス利用契約申し込み時に当社に通知したメールアドレスへの電子メールの送信の方法等当社が適当と認める方法により行います。
- 2 当社から利用者への通知について、当社ウェブページへの掲載による場合には当社ウェブページへ通知内容を掲載した時点、電子メールの送信による場合には電子メールを発信した時点をもって、それぞれ通知が利用者に到達したものとみなします。

#### 第22条（準拠法・管轄裁判所）

- 1 本規約および当社と申込者ないし利用者との間に適用される準拠法は、日本法とします。
- 2 当社と利用者との間における紛争については、当社の本店の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

施行日 2020年7月1日

改正 2020年8月11日

（効力発生日 2020年9月1日）

株式会社エフリンクシティ